

J A石垣牛銘柄推進委員会会則

(目的)

第1条 この委員会は、『J A石垣牛』の計画的な生産から販売までを管理する組織として、その組織活動を通して八重山群島内の畜産事業の発展並びに「J A石垣牛」の品質向上とブランド維持を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会の名称は「J A石垣牛銘柄推進委員会」とする。(以下「委員会」と称する。)

(構成)

第3条 この委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) J Aおきなわ八重山地区本部
- (2) J A石垣牛肥育部会
- (3) 石垣島和牛改良組合
- (4) 枝肉購買者(商標使用許諾契約書を締結した者)
- (5) 石垣市農林水産部畜産課
- (6) 竹富町産業振興課
- (7) 与那国町産業振興課
- (8) 八重山家畜保健衛生所
- (9) (株)八重山食肉センター
- (10) その他(委員会~~で~~認める者)

(事業)

第4条 この委員会は第1条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) J A石垣牛の流通販売に係る諸問題の解決について
- (2) J A石垣牛取扱い店舗の認定について
- (3) J A石垣牛の販売推進に伴う販促活動について
- (4) その他事業推進及び諸課題解決に必要な事項について

(役員)

第5条 この委員会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、J Aおきなわ八重山地区本部長をもって充てる。
- (2) 副会長は、会長が指名する。

(職務)

第6条 会長は会務を総括し、委員会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は、会長が欠けたときはこれを代理する。

(意見の聴取)

第7条 会長は必要があると認めるときは、関係団体及び関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(会議)

第8条 委員会は年4回(四半期)及び会長が必要に応じ招集し、議長となる。

- 2 委員が都合により出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(事務局)

第9条 この委員会の事務局はJ Aおきなわ八重山地区畜産振興センター畜産部に置き、事務局長にJA 八重山地区畜産振興センター長を充てる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要事項が生じた場合は委員会で協議の上、定めることとする。

附則

この規約は、平成29年7月1日から適用する。